

証拠の写し等の DVD-R による提出に関する Q & A

令和 5 年 6 月 22 日版

目次

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1. 提出方法について | 2 |
| 問 1. 証拠の写し等を DVD-R で提出するにあたり、事前に何か手続きは必要ですか? | 2 |
| 問 2. DVD-R 以外の媒体 (例えば、CD-R や BD-R や USB メモリ) での提出は可能ですか? | 2 |
| 問 3. DVD-R に格納可能なファイル形式は何ですか? (PDF 形式以外に Word 形式、一太郎形式等も格納可能ですか?) | 2 |
| 問 4. PDF のバージョン等について指定はありますか? | 2 |
| 問 5. DVD-R に記録する PDF 形式のファイルは、複合機のスキャン機能を使ったもので良いですか? 解像度はどの程度にすれば良いですか? | 3 |
| 問 6-1. DVD-R のラベル面ではなく、インデックスカードに事件の表示等を記載しても良いですか? .. | 3 |
| 問 6-2. 証拠の写し以外に書類等 (例えば「証拠説明書」や「営業秘密の箇所に墨塗処理をした書類」) を DVD-R に記録して提出します。DVD-R のラベル面にも書類名等を記載する必要はありますか? | 3 |
| 問 7. 証拠の写し等が 1 枚の DVD-R に収まりきらず、複数の DVD-R に記録して提出する場合、ラベル面には、提出する証拠の写し等の番号をどのように記載すれば良いですか? | 4 |
| 問 8. 証拠の写し等を DVD-R で提出する場合、審判請求書等の「添付書類の目録」欄にはどのように記載すれば良いですか? | 4 |
| 問 9. 同じ審判事件における証拠の写し等について、「書面」(紙) による提出と「DVD-R」による提出が混在しても良いですか? | 4 |
| 問 10. DVD-R のみを提出することはできますか? | 5 |
| 問 11. 営業秘密を含む証拠の写し等は、どのように DVD-R に記録して提出すれば良いですか? | 5 |
| 問 12. 委任状の写しは、DVD-R に記録して提出できますか? | 5 |
| 2. DVD-R による提出後の証拠の写し等について | 5 |
| 問 13. DVD-R で提出された証拠の写し等は、特許庁から相手方へはどのように送付されますか? | 6 |
| 問 14. 提出した DVD-R に記録した証拠の写し等に誤りがあった場合 (格納すべき証拠の写し等とは異なるものを格納してしまった場合) はどうすれば良いですか? | 6 |
| 問 15. 甲第○号証の外国文献の証拠における翻訳文を DVD-R に格納するのを忘れて提出した場合はどうすれば良いですか? | 6 |
| 問 16. DVD-R で提出した証拠の写し等は J-PlatPat で閲覧可能になりますか? | 6 |
| 3. その他 | 6 |
| 問 17. オンラインで提出できないのですか? | 6 |

1. 提出方法について

問 1. 証拠の写し等を DVD-R で提出するにあたり、事前に何か手続きは必要ですか？

事前の手続きは必要ありません。

DVD-R での提出においては、特許庁 HP 掲載の「[証拠の写し等の DVD-R による提出方法](#)」及び当該 Q&A を参照し、定められた形式で提出してください。

問 2. DVD-R 以外の媒体（例えば、CD-R や BD-R や USB メモリ）での提出は可能ですか？

DVD-R で提出してください。DVD-R 以外で提出された場合は、再提出をしていただく場合があります。

問 3. DVD-R に格納可能なファイル形式は何ですか？（PDF 形式以外に Word 形式、一太郎形式等も格納可能ですか？）

証拠の写し等は、PDF 形式として格納してください。

なお、閲覧の請求があった場合には、DVD-R に記録された証拠の写し等のファイルが閲覧に供されるとともに、DVD-R 全体が複製されることもあり、ファイルのプロパティ情報等についても相手方又は第三者が知り得ることとなりますので、**プロパティ情報は削除**してください。

また、提出する証拠の写し等の元データ、特にテキストデータ（例：PDF ファイルに変換する前の Word ファイル等）が存在する場合は、これまでどおり、特許庁のホームページの「[紙原本書面の電子データ提供フォーム](#)」から元データを御提供いただきますよう、御協力をお願いいたします。当該提供フォームにより御提出いただいた元データは審理の効率化のために利用させていただきますが、原本とはなりません。

問 4. PDF のバージョン等について指定はありますか？

Microsoft Windows 10 以降の PC において Adobe Acrobat Reader で表示及び印刷が可能であれば、特に指定はありません。ただし、パスワードを入力することを要せずに表示及び印刷ができることが必要です（パスワードの設定はしないでください）。

問5. DVD-R に記録する PDF 形式のファイルは、複合機のスキャン機能を使ったもので良いですか？解像度はどの程度にすれば良いですか？

Microsoft Windows 10 以降の PC において Adobe Acrobat Reader で表示及び印刷が可能であれば、PDF ファイルを作成する手段については特に問いません。

証拠として示したい部分が、文字のみであるか、画像も含まれるか等により、必要な解像度は異なると思われるので、証拠として示したい部分が明確に表示される程度の解像度を選択してください。また、ファイルを生成した後に、PC でファイルを開き、証拠として示したい部分が明確に表示されるかどうかを確認してください。

問6-1. DVD-R のラベル面ではなく、インデックスカードに事件の表示等を記載しても良いですか？

ディスクの取違えが生じないようにするために、ディスクのラベル面に直接記載してください。

問6-2. 証拠の写し以外に書類等（例えば「証拠説明書」や「営業秘密の箇所に墨塗処理をした書類」）を DVD-R に記録して提出します。DVD-R のラベル面にも書類名等を記載する必要はありますか？

「証拠説明書」、「営業秘密の箇所に墨塗処理をした書類」等を提出する場合は、ラベル面に提出する証拠の写しの番号と併せて、提出する書類名を記載してください。

なお、営業秘密の箇所に墨塗処理をした PDF ファイルの提出については、問11も参照してください。

<ラベル面の記載例>

無効審判請求書の提出の際に証拠の写し、証拠説明書、営業秘密（墨塗データ）を提出する場合



令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の特許第〇〇〇〇〇〇〇号に対する審判請求書に
添付の DVD-R
請求人 特許 一郎
甲第 1～10 号証、証拠説明書、営業秘密（墨塗データ）

問 7. 証拠の写し等が 1 枚の DVD-R に収まりきらず、複数の DVD-R に記録して提出する場合、ラベル面には、提出する証拠の写し等の番号をどのように記載すれば良いですか？

各 DVD-R に記録されている証拠の写し等の番号を記載してください。

例えば、甲第 20 号証までである場合に、甲第 1～10 号証が 1 枚目の DVD-R に記録され、残りが 2 枚目の DVD-R に記録されているときは、1 枚目の DVD-R のラベル面には「甲第 1～10 号証」と、2 枚目の DVD-R のラベル面には「甲第 11～20 号証」と、それぞれ記載してください。

問 8. 証拠の写し等を DVD-R で提出する場合、審判請求書等の「添付書類の目録」欄にはどのように記載すれば良いですか？

例えば、甲第 1～4 号証の写し及び証拠説明書を DVD-R で提出する場合は、以下のように記載してください。

- | | |
|--------------------------------|--------|
| (1) 甲第 1～4 号証写し及び証拠説明書 (DVD-R) | 正本 1 枚 |
| (2) 審判請求書 | 副本 2 通 |
| (3) 委任状 | 1 通 |

その他の審判請求書の書き方等については、「[審判請求書等の様式作成見本・書き方集](#)」もご参照ください。

問 9. 同じ審判事件における証拠の写し等について、「書面」(紙)による提出と「DVD-R」による提出が混在しても良いですか？

証拠の写し等の電子データがある証拠と電子データがない証拠の写し等を提出する場合、例えば審判請求書に「書面 (紙) の証拠の写し等 (甲第 1、3～4 号証)」と「DVD-R に格納した証拠の写し等 (甲第 2 号証)」を添付して提出することができます。

また、審判請求書に添付の証拠の写し等は DVD-R で提出、弁駁書に添付の証拠の写し等は書面（紙）で提出となる場合も認められますが、可能であれば DVD-R に記録して提出するように御協力をお願いします。

なお、例えば、甲第 1、3～4 号証の写しを DVD-R により提出し、甲第 2 号証の写しを書面（紙）により提出する場合は、審判請求書等の手続書類の「添付書類の目録」欄は以下のよう記載してください。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| (1) 甲第 1、3～4 号証写し (DVD-R) | 正本 1 枚 |
| (2) 甲第 2 号証写し | 正本 1 通、副本 2 通 |

問 1 0 . DVD-R のみを提出することはできますか？

証拠の写し等を記録した DVD-R は、手続書類（審判請求書、答弁書等）に添付するものとなるため、手続書面と DVD-R は一緒に提出する必要があります。

郵送の場合は、DVD-R が審判請求書等の手続書類の添付であることがわかるように封筒に同封してください。

窓口での提出の場合は、手続書類と一緒に DVD-R を提出してください。

問 1 1 . 営業秘密を含む証拠の写し等は、どのように DVD-R に記録して提出すれば良いですか？

証拠の写し等（営業秘密の箇所を墨塗りしていないもの）を DVD-R に記録し、営業秘密の箇所に墨塗り処理をした PDF ファイルを DVD-R の「営業秘密（墨塗りデータ）」のフォルダに入れて提出してください。合わせて営業秘密の申立書も書面（紙）で提出してください。

なお、DVD-R のラベル面には、「営業秘密（墨塗りデータ）」と記載してください。

墨塗り処理方法については「[営業秘密の箇所に墨塗り処理をした PDF ファイルの作成方法](#)」を御参照ください。

問 1 2 . 委任状の写しは、DVD-R に記録して提出できますか？

委任状の原本又はその写しは、DVD-R に記録して提出することはできません。書面（紙）で提出してください。

2. DVD-R による提出後の証拠の写し等について

問 1 3. DVD-R で提出された証拠の写し等は、特許庁から相手方へはどのように送付されますか？

提出された DVD-R を特許庁において複製し、複製した DVD-R を手続書類（副本）に添付して相手方当事者へ郵送します。

なお、相手方当事者が複数で、共通の代理人がいるときは、代理人宛に当事者数分の手続書類（副本）と複製した DVD-R 1 枚を郵送します。

＜ DVD-R 提出における注意点 ＞

提出された DVD-R をそのまま特許庁において複製しますので、提出者の意図しない情報（プロパティ情報等）が含まれていないことを十分御確認ください。

問 1 4. 提出した DVD-R に記録した証拠の写し等に誤りがあった場合（格納すべき証拠の写し等とは異なるものを格納してしまった場合）はどうすれば良いですか？

事件を担当する審判書記官に御相談ください。

問 1 5. 甲第○号証の外国文献の証拠における翻訳文を DVD-R に格納するのを忘れて提出した場合はどうすれば良いですか？

手続補正書に翻訳文を添付して提出してください。

添付する翻訳文は書面（紙）でも DVD-R に記録したもので提出できます。なお、翻訳文の提出がない場合は、補正指令の対象となります。補正書で DVD-R に翻訳文を記録して提出する場合も、証拠のファイル名の後ろに“（翻訳文）”を追加したファイル名（例えば、「甲第 01 号証（翻訳文）. pdf」）としてください。

問 1 6. DVD-R で提出した証拠の写し等は J-PlatPat で閲覧可能になりますか？

J-PlatPat では閲覧できません。

3. その他

問 1 7. オンラインで提出できないのですか？

オンラインでの提出につきましては、「[特許庁における手続のデジタル化推進計画](#)」のⅡ、特許庁における申請（I N）手続のデジタル化の方針に基づき、2024年3月までにシステムをリリースすることを目指して参ります。